

# 「付随対象著作物」とは？ (著作権法第30条の2)

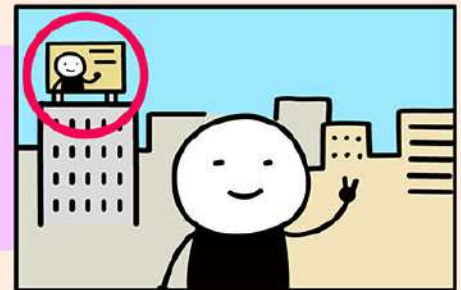
## 本条の対象となる例

例1



### 写真撮影

本来意図した撮影対象だけでなく背景に小さくポスターや絵画が写り込んだ。



例1



### ビデオ収録

本来意図した収録対象だけでなく街中で流れていた音楽がたまたま録り込まれた。

